

児童養護施設における職員から子どもへの暴力の生じる 背景と過程

Background and The Process That the Violence from a staff in the children's home to a child produces

吉村 美由紀 Miyuki Yoshimura
(人間発達学部)

1. はじめに

社会的養護である児童養護施設は、家庭での養育困難や虐待等の不適切な養育が行われている場合に、社会が家庭に代わって子どもの代替的養育を担うものである。この社会的養護のもとでは子どもが守られ、適切な養育が営まれ、安心できる生活環境が保障されるべきである。しかしながら、児童養護施設において職員から子どもへの暴力といった不適切な養育や子どもへの権利侵害が生じてしまう状況について、複数の事例が報告されている。こうしたことを背景としながら、2008年の児童福祉法改正にて「被措置児童等虐待防止」に関する規定が設けられた。さらに、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」の提示により対応システムが明確化され、「第三者評価の義務化」により閉鎖的で密室化しがちである施設の風通しをよくするための方策も整った。

法的に整備されたことで、職員の体罰のとらえ方、暴力のとらえ方が明確になった点では有益なことが多くあったと思われる。顕在化しやすくなり、水面下にあったことが浮かび上がってきている。しかし、家庭での親による児童虐待と同様に、職員による暴力がなぜ起きるのか、背景をとらえていかないと根本的解決に繋がらず、一旦おさまっても同じような現象が繰り返される可能性が高いと考える。

そこで本稿では、なぜ職員から子どもへの暴力が起きたのか個々の状況をとらえること、起きる前の職員の感情、心の動きや揺れ、職員の対応のプロセスをとらえること、その帰結として生じた暴力行為の内容について複数の事例を比較しながら分析を試みることとした。これによって、暴力等が生じる前に行われる未然に防ぐために必要なことを検討する。

2. 被措置児童等虐待や子どもの権利侵害の実態・背景に関する先行研究

2009年4月に児童福祉法の改正が施行され、施設職員等による被措置児童等虐待について、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県知事等が公表する制度等が法定化された。そのことを受けて、厚生労働省は2009年度からその結果を取りまとめている。全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数について、2009年度258件、2010年度186件、2011年度203件、2012年度221件と推移している。また、虐待の有無に係る事実確認が行われた事例（前年度の繰り越し事

例含む）のうち、都道府県市において虐待の事実が認められたものは、2009年度59件、2010年度39件、2011年度46件、2012年度71件と推移しており、法定化された後も被措置児童等虐待が減少には至っていない状況にある。被措置児童等虐待のうち、児童養護施設のみの件数をみると、2009年度29件、2010年度27件、2011年度28件、2012年度51件と推移しており、2012年度に増加している結果がみられ、依然として被措置児童等虐待事例の検証、対応を検討する重要性は高いといえる。しかし、単純に被措置児童等虐待が増加しているというとらえ方だけではなく、これまで隠されがちであった施設内での権利侵害の実態について、法定化されたことによって発見されやすく、顕在化しやすくなってきた結果であるともとらえられる。つまり、報告された個々の事例の中にはこれまでしつけの範囲と見過ごされてきたものが虐待としての認識をもつようになるなど、暴力や体罰に対して職員や子ども、周囲が敏感になってきたこと、意識や关心が高まってきたことで表面化されたことも考えられる。

また、全国児童養護施設協議会（以下、全社協）では、2008年に児童養護施設における権利侵害の検証調査を3か所の施設にて実施している。権利侵害が生じた各施設に、事故発生の原因、施設職員・関係機関の対応、子どもの状況、指導改善後の施設運営の取り組みと変化について検証している。これらの検証調査の結果に基づいて、権利侵害事件が発生した背景の特徴を4点にまとめている。一つは、意識や基本的資質次元の問題で、ケア理念や人権意識が十分に浸透していないなどが起きていること、二つ目に職員の専門性の問題で、複雑化する問題、子どもたちの多様な心理状況や行動様式に対して、職員のケア能力・対処能力が不十分であることが挙げられている。さらに三つ目に組織次元の問題として、施設長などの管理者や特定の職員がかもしだす権威や暴力による支配傾向、ボランティア・実習生・地域住民などとの交流や研修会への参加に対して消極的であるといった閉鎖性、世襲制など、伝統的に拘束され新しい状況に組織が対応できていないなどの硬直性、理事会が機能していないことなどが挙げられている。そして、四つ目に権利擁護制度の機能不全として、第三者委員や運営適正化委員会が機能していないなどが挙げられている。こうした多様な背景が施設内部で複雑に絡み合い、影響し合うことにより職員から子どもへの暴力等、権利侵害が生じていくことを指摘している。

また、黒田（2009）は施設内虐待は施設の不適切な管理運営や監督官庁の不作為を含む構造的問題であると述べている。子どもへの権利侵害や不適切なかかわりは、個々の職員の行為であり、適切な管理運営の中ではこうした行為は是正されるが、それが常態化している場合は不適切な管理運営の表れであり、不適切な管理運営から生じる構造的問題であるため、施設は運営面からの根本的変革を求められるとしている。

さらに、西澤（2009）は、施設内虐待を生む要因について、施設内虐待を誘因するものとして、①福祉原理の問題、②制度的要因、③施設の『養育觀』の問題、④子どもの「問題行動」をとらえる視点の欠落、⑤虐待に起因するトラウマ性障害への反応としての虐待、

⑥ケアワーク技術の破綻、⑦ケアワーカーの個人的要因の7つを挙げている。こうした様々な要因を総合的に分析し、それぞれへの対応を図ることが必要であるとしている。例えば、制度的要因として、ケアワーカーの配置基準の貧困さから集団管理が志向されやすいということがあり、最低基準の問題を解消すべきことが求められるが、それに加えて、子どもの「問題行動」をとらえる視点、つまり、子どもの問題行動は子どもへの「理解」の対象となるという視点を持つことや、ケアワーカーの心理状態や心理特性などをはじめとした個人的要因にも目を向ける必要があるなど、多様な背景を総合的に分析することの必要性を述べている。また、施設内虐待が生じるということは、ケアワーク技術の破綻であるとして、子どもが呈する複雑な問題に適切に対処するための技術の不足を指摘している。今日の児童養護施設では、被虐待児童の入所が多く、深刻な精神的症状や重大な問題行動を示す子どもを養育する場へと転換しているが、子どもたちへの対応に向けたケアワークの技術が追い付いていないというように理解することができる。

このように、施設内虐待、職員から子どもへの暴力等、権利侵害が起きる背景要因には個別の要因、施設組織的要因、地域組織的要因、制度的要因など、多様なレベルに分類され、それらが複合して生じるため、総合的なとらえ方で要因を分析する視点が必要である。そこで、本調査では多様なレベルの背景要因のうち、特に個別的要因にあたる要素について、詳しく分析を試みたいと考えた。職員が子どもに対する暴力に至るまでの職員の心理状態や心理特性をみていく、その結果として生じた暴力の状況など、個別的要因に係る一連のプロセスを追ってみるとこととした。

とりわけ、前述の全社協による検証調査のようないわゆる、重大な結果につながった暴力の報告や検証は複数行われている。しかし、日常の中で頻繁に起きている可能性があるであろう表面化しにくい暴力（例えば、ケガには及ばない範囲のしつけとして手や頬を軽く叩く行為や、威圧的な言葉による心理的暴力等）についても検証する必要があると思われる。こうした暴力は報告されにくく、施設内で職員が個別に管理職の立場にある職員等から指導を受けるか、中には施設内で潜在化、常態化している可能性も考えられる。

そうした行為は日常の中で起きやすく、大人からすると“軽い体罰”ととらえられたり、子どもへのしつけの範囲として肯定される可能性がある。そのような暴力は見えにくいが、施設で生活する子どもの立場からみると虐待としてとらえられるであろう。また、軽い体罰としてとらえている職員の心理状況については、その後に重大な結果に結びつくような暴力に繋がる可能性も考えられる。そのようなことに繋がる前に予防的対応が必要であり、職員の暴力への思考やとらえ方、養育観の軌道修正や、倫理観の醸成など根本的な対応も検討していく必要があるかもしれない。虐待をしてしまう親に支援が必要であることと同様に、子どもに暴力的な行為や指導をしてしまう職員に対してもなんらかの対応、あるいは支えが必要な状況にあると考える。施設職員は子どもの権利擁護の専門家としての責任をすでに背負っている立場であるが、虐待を受けた子どもたちへの対応の難しさ、試し行

動や感情のコントロールが困難な場面に頻繁に遭遇するなかでは経験や力量等、専門性の限界もある。

本稿においては、個別的要因に係る背景や過程の分析を通して、職員が子どもに対する暴力的行為による指導、不適切な養育を防ぐために必要なこと、職員をどのように支えることが必要か、また職員育成という立場を含めた実質的な予防に繋がる方策を検討したい。

3. 調査の方法

児童養護施設において、どのような背景があつて職員による子どもへの暴力行為が生じたのか（背景・要因）、生じたときの職員の思いや感情はどのようなものであったか、さらにどのような過程を辿って暴力行為に至ったのか、その結果として生じた暴力行為はどのようなものであったかについて、具体的に探るアンケート調査を行つた。

なお、調査はできるだけ職員の本音の回答が得られるよう、また倫理的配慮のため、匿名で行った。また、本調査における暴力の定義については、「人の心とからだを傷つける行為」とし、この定義に該当すると思われる行為を暴力として回答してもらったが、その判断を個人に委ねており、暴力へのとらえ方に若干の個人差が生じていることがある。

調査対象は、児童養護施設の職員で、全国の児童養護施設 585箇所の各施設に質問紙3部（経験年数3段階別）ずつ郵送し、各施設で3名の職員に配布してもらい、職員が回答を記入後、施設や個人が特定されないよう無記名で個別に投函していただく方法をとつた。調査期間は2012年6月末～7月末に実施、回収を行い、全郵送部数1755のうち有効回答数は377、回収率は21.5%であった。

4. 倫理的配慮

アンケート調査の実施においては、回答票には各施設の職員の個人が特定されないよう施設名、及び記入者名の記載を求めず、個別に投函してもらった。調査結果の集計（自由記述を含む）や分析、明記においてもプライバシー保護のため施設や個人が特定される記述内容の有無に細心の配慮を行つた。

5. 調査結果と分析

(1) 回答職員の基本属性（性別・職種・経験年数）※（ ）内の数値は実数

回答職員の基本属性について、性別は「男性」38.2%（144）、「女性」60.7%（229）、「不詳」1.1%（4）で女性の回答者が6割を占めていた。回答職員の職種は、「児童指導員」46.4%（175）、「保育士」39.0%（147）、「個別対応職員」8.2%（31）、「家庭支援専門相談員」3.4%（13）、「その他」1.9%（7）、「不詳」1.1%（4）であり、児童指導員が約5割、保育士が約4割であった。回答職員の経験年数は、「1年目」4.5%（17）、「2年目」11.7%（44）、「3年目」12.2%（46）、「4年目」6.6%（25）、「5年目」8.8%（33）、「6年目」8.2%（31）、「7年

目」7.4% (28)、「8年目」4.5% (17)、「9年目」6.4% (24)、「10年目」4.5% (17)、「11年以上15年未満」11.4% (43)、「15年以上」12.2% (46)、「不詳」1.6% (6) であった。

(2) 職員から子どもへの暴力行為の背景と内容【アンケート数値結果と分析】

1) 暴力の状況について

職員に、これまで子どもに暴力行為をしたことがあるかを尋ねたところ、31.8% (120) が「ある」と答えた(表1)。その内容は、複数回答で身体的暴力が69.2% (81)、言葉による脅し35.9% (42) であった(表2)。また、職員が暴力をしてしまった対象の子どもの性別では複数回答で74.6% (85) が男子児童で女子児童より多い結果であった(表3)。さらに年代については最も多いのは複数回答で中学生32.5% (39)、続いて小学校高学年22.5% (27)、小学校低学年20.8% (25) であった(表4)。そして、職員から子どもへの暴力行為の理由(複数回答)では、「子どもが起こした暴力行為を止めようとしたとき」が35.3% (42) で最も多く、次いで「子どもが暴言をはいたとき」24.4% (29)、「子どもが言うことを聞かないとき」と「注意しても子どもがふざけていたとき」が23.5% (28)、続いて「自分が感情的にいらだっていたとき」22.7% (27) であった(表5)。

子どもに暴力行為をした職員は身体的なものが多い結果であるが、その相手で多かったのは男子が7割以上、学齢では中学生が3割以上であった。またその理由について、子どもが起こした暴力行為を止めようとしたときが最も多く3割以上だった。このことから、中学生となり体力的に力がついてきた男子児童が他者に暴力行為をしてしまった時に、職員がそれを止めるために力づくで抑制しないとおさまらないと判断され、やむを得ず暴力行為をしてしまった状況が考えられる。その子どもを力で制止をしないとさらにエスカレートする可能性や、事態が悪化することが予想された場合に職員が子どもに対して暴力で抑える結果となった可能性が考えられる。それ以外の理由として、暴言を吐いたときや言うことを聞かないとき、注意してもふざけていたときがあげられており、これらは対応方法を変えるなどの工夫が必要な要因である。また、自分が感情的に苛立っていたという理由については、職員自身の自己覚知や自己の感情コントロールの手法を身につける必要があり、そのような研修を受けるなどによって対応していかなければならないと思われる。

表1 子どもに対して暴力行為をしたことがあるか (N=377)

	度数	パーセント
ある	120	31.8%
ない	248	65.8%
無回答	9	2.4%
合計	377	100.0%

表2 職員から子どもに対する暴力行為の内容【複数回答】(N=120)

	応答数		ケースの パーセント
	N	パーセント	
身体的暴力	81	34.2%	69.2%
*身体的暴力(殴る)	7	3.0%	6.0%
*身体的暴力(蹴る)	13	5.5%	11.1%
*身体的暴力(叩く)	68	28.7%	58.1%
言葉による脅し	42	17.7%	35.9%
性的暴力	0	0.0%	0.0%
器物破損	4	1.7%	3.4%
凶器による暴力	0	0.0%	0.0%
その他	22	9.3%	18.8%
合計	237	100.0%	202.6%

* 身体的暴力の内訳(殴る・蹴る・叩く)

表3 職員から暴力行為を受けた子どもの性別 (N=114)

	度数	パーセント
男	85	74.6%
女	29	25.4%
合計	114	100.0%

表4 職員から暴力を受けた子どもの年代【複数回答】(N=120)

	応答数		ケースの パーセント
	N	パーセント	
幼児	16	11.1%	13.3%
小学校低学年	25	17.4%	20.8%
小学校中学年	19	13.2%	15.8%
小学校高学年	27	18.8%	22.5%
中学生	39	27.1%	32.5%
高校生	18	12.5%	15.0%
合計	144	100.0%	120.0%

表5 職員から子どもに対する暴力行為を起こした理由【複数回答】(N=120)

	応答数		ケースの パーセント
	N	パーセント	
子どもが起した暴力行為を止めようとしたとき	42	23.6%	35.3%
子どもが言うことをきかないとき	28	15.7%	23.5%
子どもが暴言をはいたとき	29	16.3%	24.4%
子どもから暴力を受けたとき	17	9.6%	14.3%
自分が感情的にいら立っていたとき	27	15.2%	22.7%
注意をしても子どもがふざけていたとき	28	15.7%	23.5%
その他	7	3.9%	5.9%
合計	178	100.0%	149.6%

2) 他の職員に話をしたか

子どもへ暴力行為をしてしまったときに他の職員に話をしたかどうかを尋ねた結果では、66.9% (79) が「すぐに話した」と回答している。一方で「誰にも話をしていない」が10.2% (12) であった（表6）。

子どもに暴力をしてしまったことについて、多くの職員はすぐに他の職員に話をしているが、誰にも話をしていないという職員が1割ほどいる。施設内で職員の悩みや言いにくいことを話せる環境がないことがその背景にあることが予想される。話することでその後に何らかの懲戒を受ける可能性に対する恐れがあること、その後の職務のしづらさなどから誰にも話せていないことも考えられる。しかし、こうした暴力を起こしてしまう可能性は誰もがあることとしてとらえ、暴力をしてしまった背景や要因を個人の責任問題としてだけではなく、そうした状況を生み出した施設全体の課題としてとらえていく必要がある。施設内の職場環境や組織体制などを見直すことが求められるのではないだろうか。そのようにとらえることで、事態が起きる前に、職員チームや施設全体でフォローし合う体制づくりが可能となり、困った場面などを早めに身近な職員に相談しやすくなり、職員が暴力を起こしてしまう事態を早い段階で未然に防ぐ体制が可能になると思われる。

3) 暴力をした時の経験年数

子どもに対して暴力行為を起こした時の経験年数（複数回答）では、最も高かったのは、2年目で25.8% (31) であり、次いで1年目18.3% (22)、続いて3年目と4年目が15.8% (19) であった（表7）。

経験年数の短い1～3年目の職員が子どもに対して暴力行為をしてしまったという結果から、子どもから職員への暴力と同様に、子どもが経験年数の短い職員に対して、様々な試し行動を起こすこと、職員の年齢の若さから子どもとの年齢幅が近いため、何でも思いを言いやすいということが考えられる。思いの言いやすさは様々な感情の表出しやすさにつながり、怒りなどのネガティブな感情などを吐き出す相手にもなりやすいことがある。そして試し行動などからも子どもが無理な要求を言ってきたときや挑発的な言動などがあった際に、職員が感情的に心を揺さぶられ、暴力を起こしてしまいやすいことが予想される。また、子どもが他者に対して暴力をしているのを職員が止めようとする際にも、その子どもを落ち着かせるための手段や方法がつかめるまでの関係性ができていないことから、力で抑制する方法でしかわからなかったために、起きてしまうことも考えられる。経験の長い職員の場合は、子どもの気持ちを落ち着かせるようにするための、個々の子どもにあった方法を経験的につけていくことがあるが、経験年数の短い職員は、子どもの激しい暴力的な状況等に遭遇すると、職員自身が動搖してしまい、冷静な判断が難しくなることが多い。また、経験の未熟さ、その子どもへの理解や関係性が十分できていない段階であることもあり、暴力行為によって激しい行動を抑止させる結果につながりや

すいのではないだろうか。また、経験年数が短いことによって他の職員との関係、繋がりもまだ弱く、困ったことを気軽に他の職員に相談するという方法をとり辛い状況も予想される。

表6 職員が子どもに対して暴力行為を起こしたあとに、他の職員へ話をしたか（N=118）

	度数	パーセント
すぐに話した	79	66.9%
数日後に話した	15	12.7%
誰にも話をしていない	12	10.2%
子どもが他の職員に話した	3	2.5%
その他	9	7.6%
合計	118	100.0%

表7 職員が子どもに対して暴力行為を起こしたときの経験年数【複数回答】（N=120）

	応答数		ケースの パーセント
	N	パーセント	
1年目	22	16.4%	18.3%
2年目	31	23.1%	25.8%
3年目	19	14.2%	15.8%
4年目	19	14.2%	15.8%
5年目	10	7.5%	8.3%
6年目	5	3.7%	4.2%
7年目	2	1.5%	1.7%
8年目	7	5.2%	5.8%
9年目	4	3.0%	3.3%
10年目	3	2.2%	2.5%
11年以上	6	4.5%	5.0%
15年未満			
15年以上	5	3.7%	4.2%
その他	1	0.7%	0.8%
合計	134	100.0%	111.7%

(3) 職員が子どもに対して暴力行為を起こしたときの状況【自由記述の分析】

これまでに職員から子どもへ暴力行為をしたことがあると回答した職員に、暴力行為を起こしたときの状況について、詳しく自由記述で答えてもらった。自由記述の分析は以下の手順で行った。

1) 自由記述の分析

①分析対象

これまで子どもに暴力行為をしたことが「ある」と答えた120人（31.8%）の職員に暴力行為を起こしたときの状況について、詳しく自由記述で答えてもらったところ、101事例の回答が得られた。そのうち、記載内容が不明瞭、あるいは詳細が不明な事例は内容の読み取りが困難なため除外し、状況がおおむね把握できる分析可能な事例のみを対象としたところ、62事例が対象となった。

②分析方法

自由記述について、グラウンデッド・セオリー・アプローチの手法に基づき、分析過程を援用することを試みた。

本調査では自由記述で得られたデータに基づいて、児童養護施設において、どのような背景・状況があつて職員による子どもへの暴力行為が生じたのか、生じたときの職員の思いや感情の動きはどのようなものであったか、さらにどのような過程を辿つて暴力行為に至つたのか、その結果として生じた暴力行為はどのようなものであったかについて一連の現象の構造とプロセスを把握し、特徴を見出すことをねらいとしている。

グラウンデッド・セオリー・アプローチの手法は、データに基づいて(grounded)分析を進め、データから概念を抽出し、概念同士の関係づけによって研究領域に密着した理論を生成しようとする研究方法であり、この手法でいう理論は、規模の大きさ、または抽象度の高い現象の構造とプロセスとを把握し、ある状況をある人(たち)がどうとらえ、どう反応するのか、どのような行為/相互行為や出来事が起こるのかを説明するとともに、今後何が起こるのかをとらえようとするものである(戈木クレイグヒル滋子 2010: 11-12)。

こうした分析手法が、本調査のねらいとしている職員から子どもへの暴力が生じる一連の現象の構造とプロセスの把握や現象の特徴をとらえるための分析に活用できると考えたからである。

③分析手順

自由記述の記述内容について、グラウンデッド・セオリー・アプローチの手法に基づいて以下の手順で分析を行つた。データの読み込み、データの切片化を行い、切片ごとにプロパティとディメンションを抽出し、それをもとにラベル名をつけ、適切にまとめてカテゴリーにして名前をつけた。さらに、カテゴリーおよび、サブカテゴリー同志の関係をパラダイムと関連図を使ってとらえることを試みた。

2) 分析結果

分析の結果、30のサブカテゴリーを見出すことができ、さらに10のカテゴリーにまとめることができた。そしてカテゴリー、サブカテゴリーについて、状況「きっかけとなった事柄」を表8、行為/相互行為「状況に対する職員の思いや対応」を表9、帰結「生じた暴力行為」を表10に、3つの過程に振り分けてまとめた。※各表のラベルにある()内の数値は事例No.を示している。

A. 状況「きっかけとなった事柄」

状況「きっかけとなった事柄」では、【子ども同士の関係性に関わること】【職員と子どもの関係性に関わること】【生活上における困った場面】【状況が生じる背景として影響があったと思われること】の4つのカテゴリーに分類された(表8)。

表8 A) 状況「きっかけとなった事柄」

【子ども同士の関係性に関わること】カテゴリー		ラベル
サブカテゴリー		ラベル
子ども間での相互のトラブル	[子ども同士が殴り合う場面](1)[他児への悪口を言う子ども](3)[子ども同士のトラブル](7)(28)[子ども同士の言い合い](19)[物を投げる子ども同士のトラブル](34)	
子どもから子どもへ向けられた困った行為	[他の子どもの気持ちを踏みにじる行為](2)[何もしていない子どもへの叩く行為](8)[イライラな気持ちを幼児にあたる行為(目が合った幼児への暴力)](14)[他の子どもへの危険な行為](20)[複数の中学生による障がいの子どもへの暴力行為](44)[上級生から下級生へのいじめ](45)(57)[他の子どもを叩く行為](49)	
性的行為につながることが心配される行為	[夜中に女の子を部屋に入れていた行為](31)[早朝に一緒に布団で寝ている男児と女児](47)[中学生女児が男児と会って帰りが遅くなる行為への懸念](61)	
【職員と子どもの関係性に関わること】カテゴリー		ラベル
サブカテゴリー		ラベル
職員と子ども間での関係性の中で起きた行為	[おちよくなってタッセルをしてきたこと](5)[感染者を出さないよう注意した職員に対して従わないこと](13)[職員の指示に従わなかったこと](24)[自分の言うことだけ全く聞いてくれない子ども](39)[注意の際にふざけて職員の眼鏡をとった行為](54)	
職員に向けられた困った行為	[職員に対して「どうして」と詰った行為](9)[注意をした職員への挑発的な態度、暴言](11)(16)[他の職員に向けられた暴言・暴力](23)[殴りかかる行為](32)[殴られる、蹴られる行為](50)[日頃から愛情の裏返しで職員に叩いてきた子ども](58)	
【生活上における困った場面】カテゴリー		ラベル
サブカテゴリー		ラベル
生活習慣上において困った行為	[けじめ・切り替えができない子ども](6)[苦手なことから逃げようとする子ども](26)[風呂場でふざけた行為](27)[手を洗いなおすよう言つても聞かない子ども](30)[勝手な行動をした子ども](33)[嫌いな食べ物をわざと床に落とす行為](40)[言葉で声かけしてもなかなかやめない状況](41)(59)[実習生に対する唾を吐きかけて暴言を言う行為](42)[指示したことを開かず、反発・暴言](43)[登校時になかなか起きない子ども](46)[布団にくるまつてするる態度](52)[ふざけて言うことを聞かない状況](53)[寝る前に立ったり騒いだりする状況](55)[学校の課題を怠ける子ども](56)[注意をしている際に気持ちが逸れる子ども](62)	
社会的な問題行為とされること	[施設を出て行こうとしたこと](4)[夜中に抜け出して万引きをした子ども](6)[問題行動を繰り返した子ども](38)(60)[万引きや他児の物を勝手に持ち出す行為の繰り返し](51)	
暴力的な行為	[パニックになって物を投げる場面](10)[態度が悪く暴言を吐く子ども](12)[近くにあるものを投げるなど部屋を破壊する勢いで暴れる](16)	
【状況が生じる背景として影響があったと思われること】カテゴリー		ラベル
サブカテゴリー		ラベル
施設組織や職員の状況に関する背景	[いろいろなことが重なり職員に余裕がない状況](3)(48)[職員の数が足りない状況](17)[精神的、体力的なしない状況](17)[就職して一ヶ月による経験の少なさ](45)[過密な勤務状況](48)[人間関係の悪さ](48)	
子どもの状況に関する背景	[知的障がいのある子どもへの対応の難しさ](26)(39)[言葉でなかなか伝わらない子どもへの対応](35)	

①子ども同士の関係性に関わること

「子ども間での相互のトラブル」が生じて悪口の言い合い、エスカレートして殴り合う状況や喧嘩をしている子ども同士が物を投げ合い、周囲の子どもたちにも危険な状況に及んでいることなどが挙げられていた。また、「子どもから子どもへ向けられた困った行為」に関しては、子どもが一方向的に他児の気持ちを踏みにじる言動があったこと、イライラした気持ちを何もしていない幼児などにあたる行為、上級生から下級生へのいじめの関係などがみられ、暴力行為に及んでいる場合もみられた。さらに、「性的行為につながることが心配される行為」もあり、男児が女児を夜中に部屋に入れていたこと等などがみられた。

②職員と子どもの関係性に関わること

「職員と子ども間での関係性の中で起きた行為」について、子どもが職員の言うことをなかなか聞いてもらえないなど、まだ関係性が落ち着いていないことや、子どもが職員に対してちょっとしたいたずらをしてからかうような場面から、それが少しエスカレートした状況などがみられた。「職員に向けられた困った行為」では職員への挑発的な態度や暴言、暴力などが多くみられた。

③生活上における困った場面

「生活習慣上において困った行為」では、食事のときや風呂場、就寝前等のふざけて言うことを聞かない行為、言葉で声かけしてもなかなかやめない、あるいは改善されない状況がみられた。「社会的な問題行為とされること」では、施設を出て行こうとしたこと、夜中に抜け出しての万引き行為などが挙げられた。「暴力的な行為」では、職員や特定の子どもに対して向けられたものではないが、パニックになって物を投げる、近くにあるものを投げて暴れるなどの行為があった。

④状況が生じる背景として影響があったと思われること

「施設組織や職員の状況に関する背景」として、職員の人数が足りない状況、過密な勤務状況などいろいろなことの重なりから職員に余裕がない状況、就職して間もないため経験の少ないと、人間関係の悪さなどがみられた。「子どもの状況に関する背景」としては、知的障がいのある子どもへの対応の難しさ、言葉でのコミュニケーションで伝わりにくい子どもへの対応などがみられた。

B. 行為 / 相互行為「状況に対する職員の思いや対応」

行為 / 相互行為「状況に対する職員の思いや対応」では、【状況に関する職員の思い】、【職員の対応の模索】、【試みても落ち着かない状況】、【職員の注意のエスカレート】の4つのカテゴリに分類された（表9）。

①状況に関する職員の思い

「怒り・苛立ちの感情の高ぶり」では、被害を受けた他児をかばう気持ちからの許せない思い、これまでにない子どもの暴力に対する感情的な高ぶり、子どもに嫌いと言われた時の感情の高ぶりなどがみられた。また挑発的になる子どもへの苛立ち、子どもから日常の暴力を受けてたまっていたストレスによって感情が高ぶったことなどがみられた。その他、「言うことを聞かせたい思い」や「子どもへ伝えたい特別な思い入れ」があったこと、「職員への攻撃的行為を止めたい」という思い、喧嘩やトラブルが起きている際に「子どもに仲介して止めたい」思いなどがみられた。

②職員の対応の模索

「子どもの冷静さを取り戻す試み」では、落ち着かせるための場所移動の試み、子どものすねた気持ちに対して寄り添う対応などがあった。また「落ち着いて話をする対応」については、言葉による投げかけをしたり、約束を取り交わしたり、一対一での対話をじっくり行うというものがあった。その他、「職員自身の身を守る行為（護身）」や「体をはって行為を止める対応」、「言葉による注意の試み」などがあった。

表9 B) 行為／相互行為「状況に対する職員の思いや対応」

【状況に関する職員の思い】カテゴリー		ラベル
サブカテゴリー		ラベル
怒り・苛立ちの感情の高ぶり	[他児をかばう気持ちからの許せない思い](2)[腹が立つ思い](9)[感情的な苛立ち](20)[感情の高ぶり](25)(36)(43)[これまでにない子どもの暴力に対する感情的な高ぶり](28)[子どもに「嫌い」と言われた時の感情の高ぶり](30)[子どもから子どもへの暴力に対する許せなさ](44)[挑発的になる子どもへの苛立ち](48)[子どもから日常の暴力を受けていたストレス](58)[イララした気持ち](59)	
言うことを聞かせたい思い	[早く寝かせたい](55)	
子どもへ伝えたい特別な思い入れ	[命の大切さの伝達](19)[職員側の辛い気持ちの伝達](19)[何度もあった困った行為に対する職員の強い思い](26)	
職員への攻撃的行為を止めたい	[職員への暴力行為を止めたい思い](4)(15)[職員への暴力が他児にも及ぶかもしれない止めたい](9)[職員への物を投げる行為の他児に危険な事態を止めたい](10)[職員への殴る蹴る行為を止めたい](50)	
子どもに仲介して止めたい	[片方が治まらなかっためその場を止めたい](1)[子ども同士の暴力を制止したい](18)[子ども同士のトラブルを止めたい](34)[その場を抑えたい思い](49)	
【職員の対応の模索】カテゴリー		ラベル
サブカテゴリー		ラベル
子どもの冷静さを取り戻す試み	[落ち着かせるための場所移動](3)[子どもの手を引き無理やりな感じによる場所移動の試み](10)[子どものすねた気持ちに対して寄り添う対応](19)[子どもへの冷静な対応](28)[保護して連れて帰る](36)	
落ち着いて話をする対応	[落ち着いて話をする職員](38)(49)[言葉による投げかけ](41)(42)[話をしたり、「二度とやらない」という約束の取り交わし](51)[布団にくるまる子どもに布団をとって話をする試み](52)[一対一での話](61)	
職員自身の身を守る行為(護身)	[身を構える行為](5)[暴力から身を守る行為](15)	
体をはって行為を止める対応	[体の止めに入る職員](4)(57)[子どもの体の動きの制止](41)	
言葉による注意の試み	[気持ちを落ち着かせた職員による再度の注意](13)[幼児への暴力に対する注意](14)[言葉での注意](30)(59)[注意をする職員](36)(48)	
【試みても落ち着かない状況】カテゴリー		ラベル
サブカテゴリー		ラベル
子どもから職員に向けた暴力へのエスカレート	[子どもから殴られ蹴られる職員](4)[子どもから噛む・唾を吐く・つねる・叫ぶなどの行為](7)[パンツにこなって職員を叩く蹴る行為](10)[暴言を吐く子ども](13)(36)(43)[職員を叩いたり蹴ったりの反発](26)[職員に殴りかかる子ども](31)[職員の足を蹴る子ども](33)[噛んだり、唾を吐きかける子どもの行為](39)[暴言、暴れる子ども](52)[イスを投げたりタンスを投げたりする子ども](57)	
子どもの抵抗・反抗的態度	[注意しても真剣に聞き入れない状況](20)(23)(60)[イスから降りようとしている子どもを抱きかかえる行為に対する抵抗](30)[幼児をわざと起こしてちよかいを出す行為](36)[反省の様子なく威圧的な態度の子ども](38)[注意されても、わざと困った行為をする子ども](40)[再び唾を吐く行為](42)[挑発的な言葉を投げかけてくる行為](48)[ただ黙っているだけの行為](51)[のらりくらりとズルをする行為](56)[注意に対してふざける様子と暴言](60)[反抗的な態度](61)	
ヒートアップの状況	[癪癪を起して突発的に危険な行為](19)[ヒートアップする子ども](26)[悪循環が起きてエスカレートした状況](43)	
【職員の注意のエスカレート】カテゴリー		ラベル
サブカテゴリー		ラベル
変わらぬ状況に対する職員の注意のエスカレート	[何度も行った注意](8)(53)[何度も注意しても反省が見られない子どもへの注意の限界](17)[何度も注意しても聞かない子どもへの注意](21)[子どもを追いかめるような話し方の注意](26)[注意をしても変わらず、強い口調の注意](27)[強く注意をした職員](31)[再三の注意](56)	

③試みても落ち着かない状況

「子どもから職員に向けた暴力へのエスカレート」では、子どもから殴られたり蹴られたりしたこと、暴言を吐かれたこと、イスを投げたりタンスを投げたりと激しい行為に転じた状況が多くあった。「子どもの抵抗・反抗的態度」では注意しても真剣に聞き入れない状況や、注意をされても職員に対してわざと困った行為をする態度であったり、注意に対してふざける様子や暴言を吐くなどがみられた。「ヒートアップの状況」では、癪癪を起して突発的に危険な行為に及ぶこともみられた。

④職員の注意のエスカレート

「変わらぬ状況に対する職員の注意のエスカレート」では、何度も注意が繰り返され、注意の限界を感じたこと、子どもを追い詰めるような話し方、強い口調の注意にエスカレートしていく状況があった。

C. 帰結「生じた暴力行為」

帰結「生じた暴力行為」では、【暴力行為としての意図がなかった暴力】、【暴力行為としての意識があった暴力】の2つのカテゴリーに分類された（表10）。

表10 C) 帰結「生じた暴力行為」

【暴力行為としての意図がなかった暴力】カテゴリー	
サブカテゴリー	ラベル
偶発的暴力 (職員の思いがけなさ)	[暴れた子どもに接触してバランスを崩した際にあたった暴力](3)[痛くするつもりではなく子どもに体があたった暴力](5)[子どもの叩く蹴る行為を払うときにあたった手による暴力](10)[手が抜けて放り投げてしまった状況](30)[叩く意思がなかったが手があたって叩いた状況](38)[暴れる子どもに対して職員の足があたった暴力](52)
体の動きの制止	[護身のために壁や床に子どもを抑えつけた行為](15)[子どもの行動の過度な押さえこみ](18)[後ろからかまえてギュッとした](41)[止めようと腕をつかんだ行為](50)
【暴力行為としての意識があった暴力】カテゴリー	
サブカテゴリー	ラベル
胸ぐらをつかむ	[胸ぐらをつかむ行為をした職員](23)(60)[胸ぐらをつかみ取つ組み合う形](38)[胸ぐらをつかんで「止めろ」と言う注意](45)
暴力としての意志の明確な身体的暴力	[背負い投げ](1)[叩く](2)(51)(58)(59)(61)[肩を殴る](4)[手を叩く](8)(48)[叩きあい](9)[頭を叩く](11)(19)(20)(56)[髪をつかむ](13)[子どもと職員のつかみあい](14)[額の平手打ち](16)(34)(42)(43)[手が出てしまう](17)[叩き返し、蹴り返し](22)(32)(33)[足払いをしてこかす行為](24)[げんこつ](27)(35)(36)(37)[つかみかかって叩く行為](28)[お尻を叩く](37)[つねる行為](55)(58)[額をつつく行為](62)
心理的威圧・激しい言葉	[「話をやめろ」と威圧的な発言](6)[怖いものを言いつての脅し](8)(21)[子どもが嫌がることを引き合いにした脅し](21)(53)[言葉で威圧する発言](29)[「いい加減にして」と言う感情的な発言](34)[子どもへの一喝](38)[無理やり布団をはがす行為](46)[制止した時の暴言に近い言葉](57)
心理的虐待・トラウマにつながる可能性の発言	[「ここにいられない、家にも帰れない」と怒鳴った行為](7)[「こんなどこでやる」と言った子どもに対して「どうぞ」と発言](26)[怖がる子どもを怖い部屋から出さない行為](39)[「嫌いと言われるよ」と心理的嫌がらせ](48)

①暴力行為としての意図がなかった暴力

「偶発的暴力（職員の思いがけなさ）」に関して、暴れた子どもに接触してバランスを崩した際にあたった暴力や、痛くするつもりではなく子どもに体があたった暴力、子どもからの叩く蹴る行為を払うときにあたった手による暴力など、職員は意図していなかったが、偶然に生じたとされる暴力があった。「体の動きの制止」では、護身のために壁や床に子どもを抑えつけた行為、子どもの行動の過度な押さえこみ、後ろからかまえてギュッとしたなど、体を強く止める行為が暴力となったことが挙げられる。これらは職員としては偶発的なものであっても、子どもの側が「暴力をされた」と他の職員に訴えたものもあった。

②暴力行為としての意識があった暴力

「胸ぐらをつかむ」という行為では、取つ組み合う形になったものがあった。「暴力としての意志の明確な身体的暴力」では、叩く（手、頭、お尻等）、肩を殴る、髪をつかむ、ゲンコツ、額をつつく行為、背負い投げるなどがあり、暴力としての意識が職員側にあったことが想起されるものである。また、「心理的威圧・激しい言葉」では威圧的な発言、怖い

ものや嫌がることを言うことでの脅しなどがみられた。「心理的虐待・トラウマにつながる可能性の発言」では、施設にいられないこと、家にも帰れないと怒鳴った行為や、怖がる子どもを怖い部屋から出さない行為などがあった。

3) 関連図による分析

上記の分析結果に基づいて、カテゴリーおよび、サブカテゴリー同志の関係性についてパラダイムと関連図を使って図1のようにまとめた。

①暴力が生じるきっかけや背景にあったこと

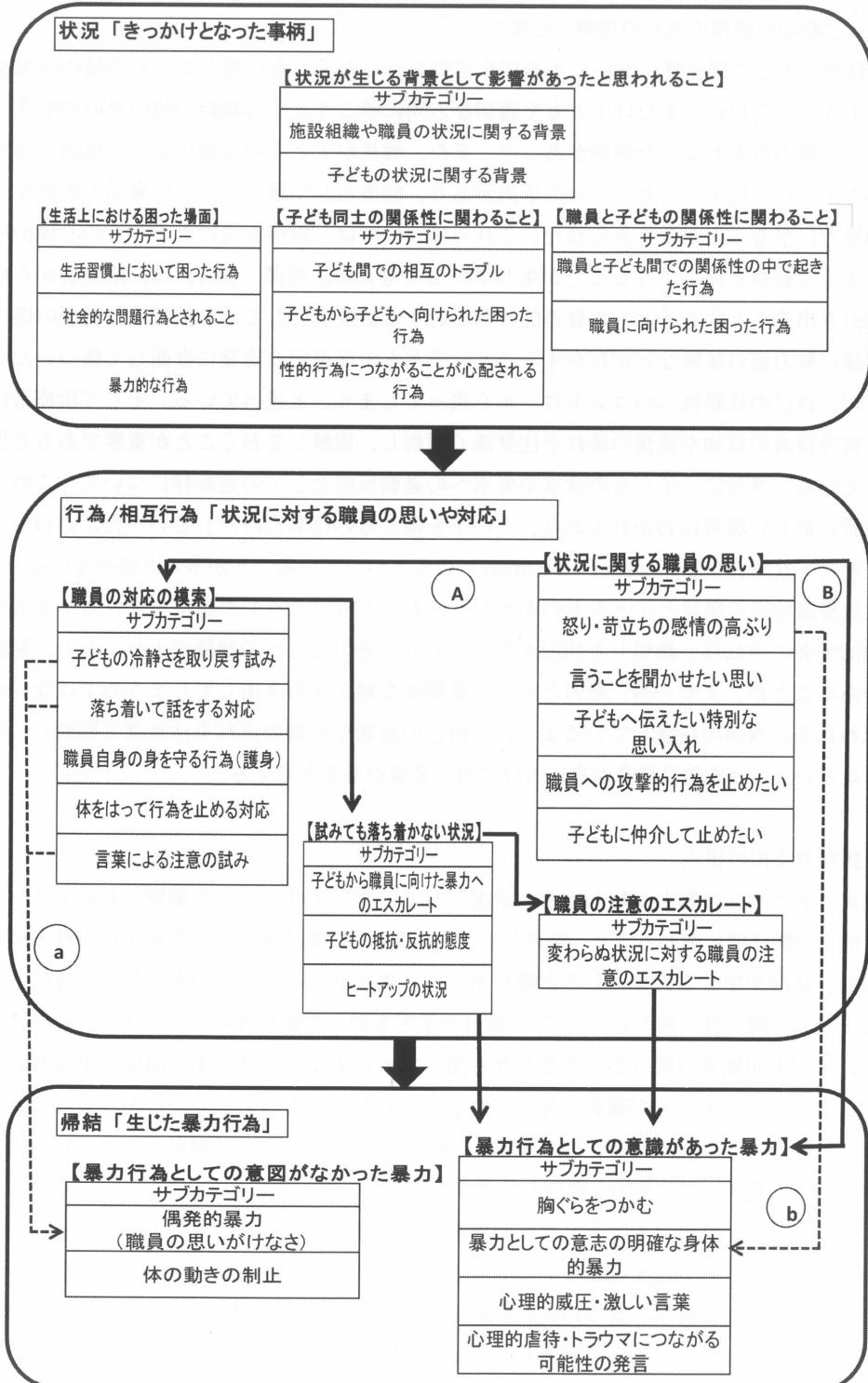
暴力が生じるきっかけとなった事柄には子ども同士あるいは職員と子ども同士で関係性がとりにくいくことや困難であったこと、なかには暴力的なことがすでに生じていたなど、いずれもすでに困惑あるいは緊迫した状況下にあったことがうかがわれた。さらに施設組織の状況とも関連があったとされる事例もみられ、背景要因として施設組織の構造、施設運営状況なども影響を与えていることが示唆される。

②暴力に至るプロセスと生じた暴力行為との関連

職員から子どもへの暴力に至るプロセスの入り口となる【状況に関する職員の思い】のカテゴリーに含まれるものには、様々な思いが見受けられ、人との関係性において不適切な言動を行った子どもに対して状況を治めようとする思い、子どもを適切な方向に導こうとする職員の思いがあつたことがみられる。こうした思いがきっかけとなって、結果として【暴力行為としての意識があつた行為】のカテゴリーに向かっていくプロセスを辿っていく事例が見られた（図1矢印B）。なかでも、職員が子どもの言動によって感情が急激に揺さぶられ、高ぶることとなった事例があり、そうした事例に関しては結果として、暴力としての意志の明確な身体的暴力に至ることが多くみられた（図1矢印b）。このことから、職員自身が感情の激しい揺れを感じ、高揚が感じられた時に、暴力であることを自覚して身体的な暴力を振るってしまう結果に向かいやすいのではないかと考える。

また、【状況に関する職員の思い】から、一旦職員が何らかの対応を試みようとするプロセス（図1矢印A）を辿った【職員の対応の模索】のカテゴリーに含まれるものには、自らの身を守る態勢をとったり、体で行為を止めること、また、子どもを落ち着かせようしたり、気持ちを落ち着けて話をしてみたり、言葉での注意をするなどの対応があつた。そのなかでも、子どもの冷静を取り戻す試みや、落ち着いて話をする対応、言葉による注意の試みを行った事例では、結果として生じた暴力をみると【暴力行為としての意図がなかった暴力】のカテゴリー内の、偶発的暴力にとどまっている事例がいくつかみられた（図1矢印a）。こうした試みを行った事例については、クールダウンや冷静さを保つことができ、状況の緩和に繋がったことが考えられる。

図1 関連図



6. 結果からの考察

(1) 自己認知や感情の流れの理解の必要性

職員が、人との関係性において不適切な言動を行った子どもに対して、その場の状況を治めようとする思い、または子どもを適切な方向に導こうとする職員の強い思いが引き金となって暴力行為となった事例があった。また、職員が子どもの言動によって感情が急激に揺さぶられ、高ぶることとなった事例があり、結果として暴力としての意志の明確な身体的暴力に至ることが多くみられた。これらについては、虐待を受けた子どもの心理治療者による逆転移と同じようなことが生じていると考える。西澤（1997）は、治療者から攻撃を引き出そうとする子どもの脅迫的行動に対する治療者としての有能観や自己愛の傷つき、強い無力感の体験などが存在すること、子どもの反復的な挑発に直面して傷ついた治療者が、自己の攻撃性へのコントロールを失ってしまう、と述べている。そして治療者は常に自分自身の認知や感情の流れを注意深く観察し、理解しておくことが重要であると指摘している。さらに、子どもの欲求や要求への過剰反応としての逆転移について「この子は非常に厳しい環境におかれており、この子を救えるのは私だけだ」といった、いわゆる治療者の「救済者空想」（savior's fantasy）にもとづいていることが多いと述べている。

児童養護施設の職員と子どもとのかかわりにおいても、こうした虐待を受けた子どもの心理治療者の逆転移と類似した状況が生じており、そのことへの認識が十分でなく、無自覚であることが、より一層、暴力といった攻撃的な対応を引き出してしまってはいかと思われる。西澤の指摘しているように、自己の認知や感情の流れを注意深く観察し、理解するということを職員自身が身につけておく必要があると考える。

(2) 援助者支援の視点

職員の子どもへの暴力が起きる前の状況として、きっかけとなった事柄においては、子ども同士の関係性に関わること、職員と子どもの関係性に関わること、生活上における困った場面、状況が生じる背景として影響があったと思われることなどがみられた。特に、職員と子どもの関係性に関わることで、「職員と子ども間での関係性の中で起きた行為」について、子どもが職員の言うことをなかなか聞いてもらえないなど、まだ関係性が落ち着いていないことや、子どもが職員に対してちょっとしたいたずらをしてからかうような場面から、それが少しエスカレートした状況などがみられた。さらに、「職員に向けられた困った行為」では職員への挑発的な態度や暴言、暴力などが多くみられていた。

これについて、職員は子どもと良好な信頼関係の構築を目指す過程の中で、個々に多くの困難や疲労感、無力感を抱えていることが想起される。こうした状況においては、子どもの援助者である職員への支援の視点が重要であると考える。これに関連することとして、藤岡（2008）は、虐待を受けた子どもたちは、支配—被支配の関係性のなかで生き延びてきており、信頼関係の構築を前提にしたかかわりは当然としても、それがその信頼関係の

形成過程では裏切られることがあるとし、「信頼と敬意を基盤においた関係性」への移行にはじっくりとした時間の流れを要すると述べている。そして、支配—被支配の関係に慣れてしまった子どもたちにとって、何でも受け入れてくれる人は、「自分の支配下における人」として認知してしまうということが起こりうるため、援助者はその信頼関係の形成過程にあることをよく理解するとともに、管理職や上司である援助者は決して当の援助者の力不足だけではないという点を理解しなければならないと指摘している。援助者としての専門性を深めるということだけでなく、チームとして対処することで、援助者一人ひとりの傷つきを最小限にとどめる工夫をすることが大切であるとしている。援助者支援は子どもの支援の重要な位置を占めており、このことへの認識を深めることが必要と述べている。

子どもとの信頼関係の形成途上にある職員にとって藤岡の指摘する援助者を支える視点は重要であると考える。また、子どもへの暴力行為を行った職員は、比較的経験の短い職員が多かったという結果もあったように、疲労感、無力感を感じている職員に対して、管理職や上司にあたる職員が援助的視点を持ち、職員のチームで対応していくような組織環境づくりが必要であると思われる。

7. 今後の課題

本調査結果は施設内における職員による子どもへの暴力についてのアンケートの主旨をご理解、ご賛同頂けた施設、職員の方のみの回答であるため、賛同が得られなかつた、あるいは回答いただけなかつた施設の実態が含まれておらず、結果には偏りがあるものと思われる。また調査は全国の児童養護施設職員を対象としたが、十分な回収率は得られていないため、結果は実態の一部にすぎない。今後は、結果から得られた傾向や示唆を活かして、調査を継続していくことを課題としたい。

謝辞 本研究は「NPO 法人こどもサポートネットあいち」（代表：長谷川眞人）（調査担当者：吉村美由紀・長谷川真司・吉村謙）で実施した研究調査成果の一部の報告になります。

調査にご協力いただきました多くの施設職員の皆様に深く感謝申し上げます。

- i 児童福祉法第33条において、被措置児童等虐待とは施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいう。
 ①被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。②被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。③被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。④被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ii 森田ゆり氏が著書「子どもと暴力」（1999）の中で用いているものを援用した。この定義のもとでは、暴力は物理的、身体的暴力だけに限定しておらず、言葉や無視による心理的な攻撃も、その結果として身体症状や鬱状態に陥るなどの身体的支障をもたらした場合なども含まれる。しかし、構造的暴力（権力関係の違いそのものが暴力であるとの考え方）までは含まない。また、森田氏の定義では、「深く

傷つける」という表現となっている為、より限定的だが、「深く」を削除し範囲を若干広めることとした。

[引用・参考文献]

- ・ NPO 法人こどもサポートネットあいち (2012) 「児童養護施設の暴力問題の調査報告」『平成 24 年度社会的養護等当事者へ進路自立支援相談事業』.
- ・ 黒田邦夫 (2009) 「施設内虐待の構造的問題とその克服に向けて」『子どもと福祉 Vol 2』明石書店.
- ・ 厚生労働省 hp 「平成 24 年度における被措置児童等虐待届出等制度の実施状況」(平成 26 年 3/14)
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo04-05.pdf
- ・ 全国社会福祉協議会 (2009) 『子どもの育みの本質と実践』調査研究報告書.
- ・ 田嶌誠一 (2011) 『児童福祉施設における暴力の理解と対応』金剛出版.
- ・ 西澤哲 (1997) 『子どもの虐待—子どもと家族への治療的アプローチ』誠信書房.
- ・ 西澤哲 (1999) 『トラウマの臨床心理学』金剛出版.
- ・ 西澤哲 (2009) 「社会的養護における不適切な養育」『子どもの虐待とネグレクト』第 11 卷第 2 号 ,145-153.
- ・ 藤岡孝志 (2008) 『愛着臨床と子ども虐待』ミネルヴァ書房.
- ・ 森田善治 (2006) 『児童養護施設と被虐待児』創元社.
- ・ 吉村美由紀 (2012) 「児童養護施設における暴力の実態に関する考察—子ども間および子どもと職員間暴力の検討—」『福祉研究』第 104 号
- ・ 戸木クレイグヒル滋子 (2010) 『グラウンデッド・セオリー・アプローチ—理論を生みだすまで』新曜社.
- ・ 戸木クレイグヒル滋子 (2010) 『実践グラウンデッド・セオリー・アプローチ—現象をとらえる』新曜社.